

# 孟子における天と人

—自然観と政治思想との関連に觸れて—

内山俊彦

「孟子」のなかの「天」・「性」・「命」といった概念そのものについては、すでにあまりにもしばしば論ぜられていて、事新しくそれらをとりあげる必要はないかに見える。しかし、そうした概念を通して、

孟子の思想世界の論理的構造、さらに、その構造のもつ歴史的性格を解説する、という段階になると、今なお、考察されねばならぬ事がやはり極めて多いのではないか。私は從來、戰國末から漢初にかけての思想史のなかでの自然觀について、いくばくか考えを進めてきた<sup>(1)</sup>が、ここでは少しきさかのぼり、「孟子」における右のような諸概念を通じて孟子の自然觀を検討し、すでに考えてきたところをより掘り下げるとともに、孟子の思想構造とその歴史的性質を明らかにする手がかりにしたい。なお、自然觀もしくは自然認識を思想史的に論ずる場合、外的・自然（人間の外部の諸自然現象・自然環境）と内的・自然（人間の内部の生理的・物理的・自然的現象）との兩者に対する思想家の認識が問題にされるべく、かつまた、自然觀と社會・政治思想との相關が重視されるべきである、という私見については、すでに記したことがあるので、ここではくり返さない。

天何言哉、四時行焉、百物生焉、天何言哉。(賀)  
のときは、「天」が意志を持つ人格神でなく、自然現象の背後にはたらく理法的なものであることを明らかに主張するものであるし、

本題に入るに先立ち、「論語」のなかでの「天」・「性」の概念について考えておくのが好都合であろう。

「夫子之言性與天道、不可得而聞也已矣」（「論語」長、以下「論語」）のテキストは武内義雄譯註岩波文庫本による）とはいわれているものの、「論語」には、「天」「天道」はさておいて）や「性」のことが語られていないのではない。そして、かつて和辻哲郎氏が、武内義雄氏の「論語」原典批判をふまえた著書「孔子」（いま「和辻哲郎全集」第六巻に收める）でいたように、「論語」における「天」は、宇宙の主宰神としての人格神であるよりも「宇宙人生を支配する理法」（傍點原著者）であるのに近い。武内氏の分析的な原典批判の成果は、和辻氏の著書より後に出了「論語の研究」に明らかであるが、ただし右のこと自體は、「論語」一書を總體的に通觀してもいえることである。

不怨天、不尤人、下學而上達、知我者其天乎。〔問意〕

という言葉にしても、「天」は、絶対的な主宰神として崇敬の対象とされているのではない。「學」ぶことによつて人がそれに通ずることのできるもの、理性的認識の対象とされているのであって「集解」引く偽孔氏注の「下學人事、上知天命」という解釋が正しいであろう、「天」が「我を知る」というのにしても、神としての「天」の意志的なはたらきではなく、理法としての「天」と、語り手である孔子との間の緊密な繋がりが意味されているのである。その繋がりとは、「天命を知る」〔政〕「命を知る」〔詩〕という、人の側からの「天命」への認識の自覺にほかならず、それが憲問篇のこの章では、「知我者其天乎」とエモーションナルに表現されたまでであろう（類似した表現の例に、「春秋公羊傳」末尾の「堯舜之知君子」がある）。「巍巍乎、唯天爲大、唯堯則之」〔伯泰〕といわれるときも、堯は、理法としての「天」を知りそれについてとる、とされているのである。こう見るならば、「論語」における「天」は、「詩」「書」の西周初期に作られたとおぼしい諸篇（周書の五誥その他や大雅の一部）での「天」——「上帝」とも呼ばれるそれのような、人格神的主宰神では決してなかつた。す

でに孔子のころまでに、「天」への（ないし祭祀・占卜・呪術などの宗教行事への）合理的な見方が成長していたことは、「春秋左氏傳」にも、かの鄭の子産が語つたとされる「天道遠、人道邇」〔昭公十〕という言葉をはじめ、しばしばその事例を見ることができる。そのことの根底に、「天」への信仰を支えていた周代氏族制——「封建」制の解體過程があつたことは、いうまでもあるまい。これをうけつぐ時代において、「怪力亂神」を語らず〔述〕、「敬鬼神而遠之」〔也〕「未能事人、焉能事鬼」〔先〕ともいつた、とされるのが孔子である。彼とその學團

の思想をつたえる「論語」において、「天」が人格神の色彩を希薄にし、非人格的で、世界・人事の背後にあってそれを決定する宇宙の理法、そして人の理性によって「知」ることのできるもの、という方向に解釋されたのは、西周の〔周〕「天」の宗教が變質していったことの結果の一つであったといえる。

そして「論語」では、人間の道德性が、この意味での「天」にもとづくもの、とされている。

天生德於予、桓魋其如予何。〔而述〕

というものがそれで、ここでは、「天」という理法に結合して、人の「徳」が考えられている。右の章に類似した

天之未喪斯文、匡人其如予何。〔子〕

の語も、「文」〔文王以來の周の文化〕を繼承し復活させる能力が、「天」という理法のもとに孔子自身に與えられてある、とするものである。これらの章は、讀む者をして、何らか非常に緊迫した状況がこれらの言葉の周囲にある、と感じさせる力を持っている。司馬遷は「史記」孔子世家を書いたとき、後者の言葉を、孔子が魯を去り、衛からさらに陳にゆこうとする途中の事件に繋ぎ、また前者の言葉を、そのままの、衛・曹・宋・鄭を失意のうちに遍歷している間の事件に繋ぎ、ともに孔子が生命の危険に逢着した際の言葉とした。これは、前漢までに形づくられていた孔子說話を利用したもので、必ずしも歴史的事實を反映するとはおもわれぬが、それでも、これらの言葉に感ぜられる、極限的な状況での精神の高調といったものが、司馬遷をして、逆境におけるフュイタルな危難という場面に、これらの言葉を配置せしめたのにちがいない。かように「論語」の中でも顯著な印象を與えられたのにはならない。かくして「論語」の中でも顯著な印象を與えられたのにはならない。かくして「論語」の中でも顯著な印象を與えられたのにはならない。

す、「文」を復活させる能力)を、「天」と結合させた、とされているのである。

「論語」における右のような考え方のもとでは、人間の道徳性は、理法としての「天」によって、生得的・アприオリに與えられていることとなる。それ故、

性相近也、習相遠也。(賀陽)

のよう、天與の「性」は(徳を生得的に内在させていることにおいて)、<sup>(4)</sup> あい近い、とされたのであらう。そして、「天」が人に對して持つかようなはたらきが、いわゆる「天命」であろう。「天命」とはかくて、「天」=理法の、人における作用であるから、人の生まれながらに有する徳であり、同時に、個々人にあって主觀化されたものとしては、その徳をもつて人がなすべく決定された使命であり、また同時に、客觀的に見ては、理法によって決定されている人の運命である。古來、「論語」の「天命」の語の解釋は、使命・運命の兩説に分かれ、<sup>(5)</sup> 「論語」における「天」の意味からするなら、それはむしろ、この兩義を未分化のまま併せ具えていた、といわねばなるまい。<sup>(6)</sup> 「知天命」とは、人間が「天」(その作用としての「命」)を、理性により認識することであるが、道徳論的意味では、人間における「天命」としての徳の内在を、認識・自覺することである。生得的道徳性を放置するのでなく後天的教養が重要だとされたことは、「習相遠」の一句に明らかであるが、しかし、「習」によって變化する基體としての「性」には、道徳性の内在が前提されていた。<sup>(7)</sup>

こうして「論語」は、道徳性を、人爲の所産でなく自然に存在するものの、と見なす立場をとる。「論語」の「天」は、宇宙の理法という性格を強く帶び、それ自體は自然の觀念を意味しないが、道徳性をこ

の「天」の「命」にもとづくものとすることは、理法のもとに自然に存在する人間の内部に、徳がおのずから生得的に存在する、という考え方を意味する。この考え方は、人間の内的・自然に道徳性を具有せしめ(したがつて内的自然は、純粹に生理的・物理的な、すなわちフィジカルなものとしては捉えられない)、道徳性を、理法としての「天」の、人における存在の相として把握するものである。他方、「四時行焉、百物生焉」のごとき外的自然もまた、理法としての「天」のはたらきである。かように見るならば、「論語」は、「天」の觀念を宇宙の理法という方向に解釋し、人間の道徳性を、この理法にもとづいて内的自然に内在させ、その限りでは外的自然と等置した、といってよい。

孔子が、周の氏族制—「封建」制的社會・文化に理想的價値を置き、その恢復を念願したことは疑いない。「論語」に見られる「天」や「性」についてのコメントには、孔子その人の言葉も、その學團の人々により考究されたものもあるけれど、その間にうかがわれる思想の總じての立場は、この、傳統への指向に契合する。周代的社會・文化の恢復の主體は、諸侯や卿大夫、いわゆる「君子」たちでなければならぬ。孔子は、「君子」たちに道徳性が生得的に内在するとし、「學」あるいは「習」によって徳を完成しうる、とする。そして、「君子」たちによる德治(「爲政以德」「導之以德、齊之以禮」政等々)を通じて、周代的社會・文化の恢復の可能性を望見しようとする。「天」や「性」についての「論語」の立場は、かく、孔子の思想の傳統主義的性格に連なりあうもので、道徳性の内在といつても、それは、政治主體たる「君子」のみに限定されていた。<sup>(8)</sup>これを、人間における道徳の自覺というように一般化して評價することはできぬ。

## 一一一 「天」・「性」・「命」(その一)

富歲子弟多賴、凶歲子弟多暴、非天之降才爾殊也。其所以陷溺其心者然也。(告子上)

「天」を理法的なものと見る考え方は、自然(外的・内的)が一定の理法のもとにある、とするものであり、その意味で一つの自然觀の型をなすものである。この理法は、「(天)命を知る」の語の示すごとく、人間の理性により認識することの可能なもの、とされている。そして「論語」においては、人間(「君子」に限られた)の道徳性がこの理法(そしてその作用である「命」)に屬せしめられて自然的(生得的)なものとされ、政治主體としての「君子」の使命と、したがつてまたその特權とを基礎づけていた。自然觀と政治思想との關連がここに見出される。さて、「論語」における孔子やその學團のかような立場を繼承しつつ、それをより精緻にしたのが孟子であった。(以下、孟子の思想を考えるために資料とする「孟子」諸章は、いずれも周知のものであるが、行論の便宜のため煩をいとわず引用することを許容されたい。なお「孟子」のテキストは四部叢刊影印南宋刊本による。)孟子にあっても、「天」は、多くの場合、理法としての性格のもとに捉えられていた。

君子創業垂統、爲可繼也。若夫成功、則天也。(梁惠王下)

吾之不遇魯侯、天也。臧氏之子焉能使予不遇哉。(同)

夫天未欲平治天下也。如欲平治天下、當今之世、舍我其誰也。(公孫丑下)

天下有道、小德役大德、小賢役大賢、天下無道、小役大、弱役強。(離婁上)

斯二者天也。順天者存、逆天者亡。(離婁上)

丹朱之不肖、舜之子亦不肖、……啓賢、能敬承繼禹之道、……其

子之賢不肖、皆天也、非人之所能爲也。莫之爲而爲者、天也、莫之致而至者、命也。(萬章上)

——天下の治亂・有道無道や、功の成否や、個々人の運命・才能・性質を決定するものが、「天」である、とされている。これらの言葉でいわれている「天」は、さまざまな現象の背後にあってそれらをしかあらしめる理法、と解するのが最も妥當である。かりに孟子の「天」が、周代的な人格神—主宰神として考えられていたとすれば、それがたとえば天下の「平治」を欲せず、天下の「無道」の原因にもなる、と説かれているのは、まことに不條理ではないか。「詩」「書」に見られる主宰神としての「天」が、主體的な意志をもって天下の亂れを憎み殷を罰し周に命を降すもの、という力強い心象において語られているのに比べ、孟子の「天」は大いに異なるといわねばならぬ。西周の、強力な主宰神、人間社會への秩序の附與者としての「天」の心象は、春秋、特に戰國における、「封建」制的秩序(主宰神的「天」)を支えていた。そのものの解體過程のもと、衰弱し、色あせていった。孟子の時代における「天」は、西周のそのような、天下の亂れを憎み秩序を與える、主體的意志を具えたものではなくなつた。現に、孟子が直面した社會狀況は、彼の目には、「無道」・「亂」・「無秩序」と映つてゐる。しかもその中で、「仁義」・「王道」といった價値基準を固守しようとする孟子にとって、「天」は、現實の背後にあってこれを規定し、個々人の運命の起伏や天下の治亂・有道無道をもたらしつつ、究極において「仁義」や「王道」の理論的根據となるもの(後文参照)としてこそ、考えられたのであった。(したがつて、「天之生物也、……」公上、「天之生此民也、……」萬章上、伊尹の言として引くというのにしても、理法としての「天」のはたらきにより萬物・萬民が存在すること

が意味されているのである。)

右のことより詳らかにするために、孟子の「性」および「命」の概念と「天」との繋がりを検討しよう。

孟子が「性善」を主張したことはいうまでもないが、それは彼が、人の「性」を、理法としての「天」の人間ににおける現われと見なし、その上で、この「性」の内部に「善」的=道德的因素（もしくは契機）が存在する、と考えたことを意味する。孟子は、公都子の「鉤是人也、或爲大人、或爲小人、何也」という問い合わせて、

從其大體爲大人、從其小體爲小人。

といい、公都子がさらに「鉤是人也、或從其大體、或從其小體、何也」と問うのに、

耳目之官、不思而蔽於物、物交物、則引之而已矣（中井履軒云、二物並一物、而物物又各至、即其體。指外物也、既受蔽於其所引而蔽矣）。心之官則思、思則得之、不思則不得也。此天之所與我者（記文云、此舊本多作比、阮元校勘岳本・孔本・韓本此作比）先立乎其大者、則其小者弗能奪也。此爲大人而已矣。

と答えていた（上旨）。彼によれば、人が「天」より受けて生得的に具有するものとして、「耳目之官」（生理的機能）と「心之官」（精神作用）とがあるとされ、前者が「小者」（小體）、後者が「大者」（大體）と規定される。「小者」に従えば「小人」、「大者」に従えば「大人」=君子となる、という。かく、「心」は、道徳を形成し人を善ならしめる役割を持つとされ、故に、「心之所同然者何也、謂之義也、義也」（上旨）ともいわれた。——孟子は、「形色、天性也」（上旨）と、肉體・容貌をも「性」と呼んでいるように、人が「天」のはたらきにより具有するもの（いわゆる「天之所與我者」）の總體を「性」

と見なすのであり、公都子への答えでの用語をもつてすれば、「耳目之官」と「心之官」との兩者を合したものが「性」にはかならないが、しかも、この「性」の内容中の「大者」たる「心之官」が、人を善ならしめるもの、道德的因素であるとして、ここに「性善」を説くのである。この道德的因素は、「天」という理法に由來して、人の生まれながらの性質、すなわち内自然にそなわるものだから、その限りでは外的自然と等置されていること、「論語」の場合と同じ、といつてよい。

かくて、孟子にあって「性」とは、人における生得的な所與（「耳目之官」プラス「心之官」）を實體としつつ、その内部に道德的因素（「心之官」）を包含する、という構造をなすものになった。

口之於味也、目之於色也、耳之於聲也、鼻之於臭也、四肢之於安佚也、性也。有命焉。君子不謂性也。（盡心下）

とは、この構造を、いわば「性」の廣義と狹義という形で語ったものである。「口之於味也」等々の欲望は、公都子への言葉にいわゆる「耳目之官」であり、それを「性」と呼ぶのは、中井履軒（「孟子逢原」）のいうとおり、「形色」と同様、「天」による所與に屬するものだからである。それらの欲望が満足されるかいなかは、「天」の「命」（ここでは運命、後文参照）によって客観的に決定されるので、人の主體性（と一應いっておくが、嚴密な意味でそう呼べるかどうかは、後で検討する）によって左右できない。よつて「性」のこの部分は、「君子」にとっての「性」からは除外される。殘るものは「心之官」、道德的因素であり、これを狹義の「性」とすれば、「耳目之官」を合わせた人の生得的所與總體は、廣義の「性」といえよう。廣義の「性」は、伊藤仁齋が「形色、天性也」について「性、猶生也」と注してい

る（「孟子古義」）ように、孟子の論敵、告子の「生之謂性」<sup>（上卷）</sup>という「性」の概念と同一といってよい。それは、私が先に使った用語でいえば、内的自然と呼ぶことのできるものである。孟子の獨自性は、廣義の「性」の内部に、道徳的要素を、狹義のそれとして位置づける所にある。（「君子所性、仁義禮智、根於心」<sup>（上卷）</sup>というのも、この狹義の「性」に近い）孟子は、「性」の概念をかような構造のもとに把握しつつ、それを「天之所與我者」として一括したのであった。ここでの「天」は、「論語」の場合とほぼ同じく、人の道徳性がそれにもとづくとの理法と考えるべきものである。

### 一一一 「天」・「性」・「命」（その1）

以上のような「性」の構造のなかで、口耳等々の欲望に關する「耳目之官」と、狹義の、「君子」にとっての「性」である「心之官」との差異は、前者が「命」に支配されるのに對し後者は人の主體性に左右される、という點にあると考へられていた。そこで「命」とは何か。

其子之賢不肖、皆天也、非人之所能爲也。莫之爲而爲者、天也、

莫之致而至者、命也。<sup>（萬章上）</sup>

孔子進以禮、退以義、得之不得<sup>（案之猶）</sup>、與之不得<sup>（與也）</sup>、曰、「有命」。<sup>（萬章上）</sup>

夭壽不貳<sup>（趙岐云、雖見前人或死或</sup><sup>（終無二心改易其道）</sup>、修身以俟之、所以立命也。<sup>（上卷）</sup>

求則得之、舍則失之、是求有益於得也、求在我者也。求之有道、得之有命、是求無益於得也、求在外者也。<sup>（上卷）</sup>

君子行法以俟命而已矣。<sup>（下卷）</sup>

これらの言葉では、「命」とは、賢不肖や壽命や地位にかかる運命であり、それに決定されるものは「求むるも得るに益なし」とされ

る。前述の「性也、有命焉」という「命」も、これらと同様の意味であろう。かく、「命」が運命として考えられる限りでは、それは、いわゆる「我に在るもの」（朱熹は、「在我者」という）を含まないから、「心之官」とは結びつかない。しかしに、前引の「口之於味也、……」に續く言葉では孟子は、

仁之於父子也、義之於君臣也、禮之於賓主也、知之於賢者也、聖人之於天道也、命也。有性焉。君子不謂命也。<sup>（下卷）</sup>

と語っている。趙岐はこの條について、仁者・義者等々が父子・君臣等々という關係に立ちえるかはどうかは「命註」によるが、それらの關係に立ちえなくとも君子の「才性」には仁・義等々の能力は具有されている、という意味の注を加え、ここに「命」をも運命と見るが、「仁」・「義」等を「仁者」・「義者」等と解するのは無理であろう。むしろ朱熹「集註」の引く程頤の説（もと「二程遺書」伊川先生語五に見える）に、仁・義・禮・智・天道は「命」により賦せられるものが、人によって厚薄清濁があり、しかし「性」は善なので學んでそれらを完成することができる、と解している方が是に近いのではない。父子における仁・君臣における義・賓主における禮・賢者における智は、當爲として、「命」によつて必然的に決定されているけれど、しかし「性」に内在する道徳的要素（いわゆる「心之官」）によつて實現されるものだから、「君子」はこれを「命」と呼ばぬ、というのが、この條の趣旨であろう。この解釋が正しければ、孟子は、ここで「命」の廣義と狹義とを區別し、仁・義等の道徳、いいかえば「君子」の使命を、廣義での「命」に屬せしめていることになる。こう考へてこそ、運命と使命との兩義を未分化のまま併せ込んだ「論語」の「天命」の概念（前文参照）を、孟子のそれが繼承しつつ精密化して

いること——孔子から孟子への繋がりが、捕捉できるのではあるまい。かくて「命」は、運命であるのみならず當爲・使命をも含む幅を持つから、個々人において、一定しているのでなくマルティブルである。そこで、

莫非命也、順受其正。是故知命者不立乎巖牆之下、盡其道而死者、正命也、桎梏死者、非正命也。(上盡心)

さて、かような意味を持つ「命」こそが「天」の人に對するはたらきであった。とすれば、「命」との關係における「天」は、人の運命や使命の背後にあつてそれを決定するものとしての理法、と見るべきものであろう。「命」は、運命という狹義では、「性」に内在する「心之官」＝道徳的要素と直結しないが、廣義において含まれる、「仁・義等の當爲としての「命」は、まさしく、「心之官」をまつて實現されるべきものと考えられているのである。（註）「心之官」は狹義の「性」で、それは、廣義の「性」に含まれる「耳目之官」と並んで、前述の「ことく人における生得的な所與」であり、それはまた、理法としての「天」の、人における存在の相である。

——「性」・「命」の、「天」に對するかのような關係を見ることにより、理法としての「天」の性格はより明らかとなる。〔孟子のかよくな考え方を、もつと後に公式化するが、「中庸」首章の冒頭の句である。〕

人の主體性を形づくるものであった、と一應はいうことができる。孟子が「心之官則思」とい、「惻隱之心」等の「四端」<sup>(四)</sup>の擴充<sup>(五)</sup>をいふのは、この主體性的機能を指摘したものである。ならば、この、今まで主體性と呼んできたものの實質はどのようなものであったか。

「心之官」にしても、「天之所與我者」に屬することは、いうまでもないから、主體性といつても、「天」という理法の外にあるのではない。現に、「仁之於父子也」等々といわれる當爲（主體性的目的）としての道德は、廣義の「命」により決定されてあるもの、と考えられているのである。この當爲を實現するが、「思」とい、「擴而充」<sup>(公孫)</sup>という、主體の營みであるが、「思」とは「心」の作用であり、「四端」を擴充する能力もまた「心」自體のほかにはありようがなく、そして「心」とは「天」の所與であるから、「思」も「擴而充」も究極的には、人の内部における、「天」という理法の自ずからのはたらきなのである。（「四端」の内在と、それを擴充することとが、<sup>(四)</sup>「凡有四端於我者、知皆擴而充之」のように、人爲の關係でなく自然現象にたとえられているのも、そのためである。）とすれば、「心之官」が形づくる主體性は、結局、理法としての「天」そのものに歸せられる。道徳についていえば、「命」（廣義）として決定されている當爲が、「心之官」によって實現される過程は、終始、「天」という理法のはたらきに含まれるから、道徳とは、「天」の、人の内部における自然な自己展開の所産であり、理法の具體化であることとなる。

右のようすに、孟子によれば、「耳目之官」が、運命すなわち狹義の「命」に支配されるのに對し、狹義の「性」としての「心之官」は、

ここで自己を展開し具體化する世界が發見される。孟子にとって、道德的自覺があるとすれば、それは、人がおのれの内面にかような觀念的世界を意識すること、すなわち、おのれにおける「天」の内在の認識、にはならない。そのことを示すのは、

盡其心者、知其性也、知其性、則知天也。存其心、養其性、所以事天也。(上)

という言葉である。人が道德的要素である「心」を探究しつくし、それによつて、おのれの「性」が善であることを自己意識すること、それが、おのれの内にある「天」を知ることであり、また、「心」を省察し善なる「性」を守ることが、「天」という理法にしたがうことだ、というのを、この條の趣旨ではなかろうか。そう見てよいならば、孟子は、人が「天」を自己の内面に意識することを、ここで説いているのである。「天」を、理性によつて「知」りうるもの、とすることが、「論語」の「天命を知る」をうけついでいるのは、いうまでもない。彼が「誠」の德を強調して、

……是故誠者天之道也、思誠者人之道也。(上)

というのも、「天」のはたらきには「誠」なる特徴があつて、それが人の内部にも存在すること、この内面の「誠」を自覺することが人の道としての「誠」であること、を説いていた點、やはり、「天」の内在の認識をいうものである。

孟子における狹義の「性」すなわち「心之官」、——「耳目之官」が「命」に支配されるのに對し、主體的に道德を形成するもの、とされているそれは、「天」という理法の、人における存在の相であり、そのなかでの道徳の形成もまた、根源的には右のように、理法としての「天」の自己展開であった。孟子における道德的主體性とは、かくすものである。

て實質的には、もとをただせば「天」の屬性の一つである。ここに、彼において發想されていた主體性が、きわめて觀念的であつたこと、それが、理法としての「天」という普遍的なものに屬するのであつて、個として自立してはいきことは、明らかであろう。されば、これを、嚴密な意味で主體性と呼ぶことはできない。だが、彼の「性善」說における、道德的要素の普遍性（後述のように支配階級に限定されているが）は、この「天」という普遍的理法を考えることの上に、存立していたのである。いわゆる「人之所不學而能者」「所不慮而知者」(上)としての道德的要素の設定は、彼にとり、その根源となる理法を前提せずには、不可能であるから。

——自然觀の問題に立ちかえろう。孟子にとって、「性」が善であることは、かく、「天」という理法の結果である。孟子は、人間の内的自然たる「性」のなかに、宇宙の理法のはたらきのもと、すでに生得的に德が具有されている、とするのであり、彼にあって道徳は、本来的に自然に歸される。いいかえればそこでは、内的自然は、純粹に生理的・物理的な（フィジカルな）ものとして把握されていない。この考え方は、「論語」の場合（前文参照）よりもさらに明確となつてゐる。——中國古代思想のなかで、萬物を構成する物質的要素とされることが多く、したがつて人間の内的自然の要素ともされる「氣」にしても、孟子にあつては、「氣、體之充也」(上)、「居移氣、養移體」(上)のように説かれるにとどまらず、「浩然之氣」が「配義與道」とされ(上)、「夜氣」が「仁義之心」と結合されている（曾子）ように、人の生得的道徳性との繋がりのもとに考えられており、このこともまた、内的自然が純粹にフィジカルには捉えられていなかつたことを示すものである。

### 三一 「天」と「王道」(その一)

さて、人の内部における理法の自己展開の所産としての善、その具體化された形態は、孟子にあっては、いうまでもなく「仁義（禮智）」であり、權力者の政治行為にこれが結びつけられることによつて成立する概念が、「王道」である。

以不忍人之心、行不忍人之政、治天下、可運之掌上。(公孫丑上)

行仁政而王、莫之能禦也。(同)

のよう、「仁義」にもとづく「王道」の治をなすならば、權力者は全天下を支配することができるという孟子の主張、そこに、津田左右吉氏のいうごとく非現實性を發見することは容易だし、かの淳于髡に舌鋒するどく肉皮られた(唐下)のなども、その邊に理由があつたろう。しかし孟子にとって、「王道」論とは、「君主と民衆との無限の距離に架橋するもの」としての君主の民衆への恩澤、という「架空の橋梁」の上に観的にはどうあれ、主觀的には實現可能と考えられたこと（渡邊卓氏がいうように、「王道」論とは、「君主と民衆との無限の距離に架橋するもの」としての君主の民衆への恩澤、という「架空の橋梁」の上にうちたてられた橋闇でありながら、しかもこの橋梁は「あくまでも信すべき可能性」あるものとされていた）、それは、この「王道」の實現が、本來的には、理法としての「天」のはたらきとされていたからであろう。「天」——「心之官」——「性善」——「仁義（禮智）」——「王道」、といふ論理の連環により、「王道」は「天」に歸屬する。それ故にこそ、「仁政」を行なう君主は「天吏」(憲德之義通於使)——理法の執行者と呼ばれ(公孫丑上)、かかる君主をもつてすれば、「王道」の治はおのずから實現する、と考えられたのである。

こうして孟子のいう「王道」とは、理法としての「天」の、天下に

おける、政治の場における具體化・自己展開の結果なのであった。したがつて、彼にあつては、道徳の實現が本來的に自然に歸されるのと同じ意味で、「王道」の治の實現も、自然に屬するものであったといえる。

孟子は、萬章の「堯以天下與舜、有諸」という問に答えてこれを否定し、「天」が舜に天下を與えたのだといい、それを説明して

舜相堯、二十有八載、非人之所能爲也、天也。(堯崩)三年之喪畢、舜避堯之子於南河之南、天下諸侯朝覲者、不之堯之子、而之舜、訟獄者、不之堯之子、而之舜、謳歌者、不謳歌堯之子、而謳舜。故曰天也。夫然後之中國、踐天子位焉。

と語り、さらに、禹の場合についての問に答えて、「天與賢、則與賢、天與子、則與之」ともいう(萬章上)。西周における、人格神的主宰神としての「天」が王朝に命を降すという觀念は、ここでは、理法としての「天」のはたらきに置きかえられている。――

孟子は萬章との對話の中で、「太誓」の「天視自我民視、天聽自我民聽」を引いており、また、「使之主祭、而百神享之、是天受之」、人々が舜のつかさどる祭祀を嘉納したことが、「天」が舜に天下を與えたことの證であるともいっているが、もしこれらによつて、西周的な主宰神としての「天」がそのまま孟子に繼承されると斷るとすれば、思想史の發展に無頓着な見解といわねばなるまい。孟子が萬章に語る言葉の力點は、「使之主事、而事治、百姓安之」とい、前引の條にも「朝覲」「訟獄」「謳歌」という、「諸侯」から「百姓」にいたるまでの臣民の行動、ほかならぬそれに、「天」のはたらきを読み取ろうとする所にある。これを、「得乎丘民(王公孫丑下)而爲天

子」<sup>(下)</sup>、「桀紂之失天下也、失其民也」<sup>(上)</sup>などという言葉と組み合わせて、民本主義的と評するのはよいとしても、ここでいわゆる「民」が、政治主體では決してなく、あくまでも權力による支配の對象としてのみ捉えられていることは、自明の事實であるが、忘れられてはならぬ。そのことは、孟子の民本主義と呼ばれるものの限界、といった觀點からして重要であるだけではない。孟子にとって、「民」の動向とは、ひたすら支配の對象であるところの、非主體的なるものたちの動向<sup>(2)</sup>にすぎず、それ故に、「民之歸仁也、猶水之就下、獸之走墳也、……」<sup>(離婬)</sup>、「如有不嗜殺人者、……誠如是也、民歸之、由水之就下沛然」<sup>(梁惠王上)</sup>と、自然現象に比喩されるのである。こうした「民」の動向を貫徹しているもの、それはもちろん、「民」自身の主體性ではない。それは、すべての現象の背後にあってそれらを規定する理法としての「天」でなくて、何であろう。「天」は、「民」を媒體としてそのはたらきを示し、この「天」のはたらきにより、「仁政」を行なう權力者は天下を有しうる。「天」が王者に天下を與えるとは、孟子にとって、かような意味である。西周的な主宰神としての「天」から、理法としての「天」への置きかえがなされているのであって、「百神享之」＝祭祀の成功といふ宗教上の現象にしても、この置きかえの回路の中で、理法に規定される諸々の現象の一環として捉えられていた、と見なすべきであろう。堯・舜に象徴される「王道」が、理法としての「天」の自己展開の結果であることを、ここにも確認することができる。

### 三一、「天」と「王道」(その1)

孟子は、以上に考えてきたとおり、「天」を宇宙の理法とする「論

語」の立場を受けつつ、この理法の所與としての「性」「耳目之官」プラス「心之官」を想定し、その内部の狹義の「性」すなわち「心之官」を善的＝道德的因素(契機)と見なし、そこで「性善」を説いた。「天」の人に對するはたらきが、廣義の「命」である。そして、「天」の所與たる道德的因素は、個々の人においては「仁義(禮智)」として、天下全體においては「王道」として完成するもの、とされた。自然觀と政治思想とのこうした繋がりは、これも「論語」のそれを受けついだものである。さて、「王道」の政治を實行する君主は、「天」という理法のはたらきによって天下を與えられるのであるから、「天」——「心之官」——「性善」——「仁義(禮智)」——「王道」と連環してきた孟子の思想は、ここに再び「天」に回歸してゆく。孟子の思想のかかる構造に一貫するものは、「天」の理法性であった。こうして、個別的人間の倫理についても、天下の政治についても、その理想的狀態(「仁義禮智」「王道」)は、「天」という理法にもとづくもの、この理法によつて自然に實現するもの、とされることになる。個別的人間の場合、主體的機能として「四端」の擴充がいわれたが、それが究極的には、人の内部における理法の自己展開にほかなりぬこと、前述のごとくであるし、同様に、天下の場合について君主に要請されている「仁政」にしても、君主の内面における「仁義」の實現に出發するときれている以上、これまた根源的には、理法の自己展開の所産なのである。「苟能充之、足以保四海、苟不充之、不足以事父母」<sup>(公孫)</sup>、理法の展開としての「四端」の擴充は、個別的人間の倫理から天下の政治に至るまでを貫くものとされる。かく「仁義禮智」も「王道」も、右の連環構造を通して、「天」に歸屬する。

孟子のこうした思想は、人間を含めた宇宙を一定の理法のもとにあ

るものと見なす、「論語」の自然觀の型を繼承し、特に人間觀「性」・「命」の概念)や政治論(「王道」論)の點で精緻を加えたものである。それは、宇宙および人間に觀念的理法が内在し、かつ、人間にアブリオリな生得的要素として道徳性が内在する、と考えることにおいて、メタフィジカルな思想といえる。同時にそれは、倫理や政治の理想的狀態を、理法的なものにもとづいて、究極的には外的自然現象と同様に、自然に成立する、と見なすものであるから、この意味でオブティミズムの性格を持つ。また、「天」という理法が展開し具體化される場は、まずもって個々人の「性」——その中の「心」——であるから、主觀的ないわゆる修養論の面では、個々人の心事、心の持ち方が重視され、前述のような意味での觀念的主體性が考えられたし、この「心」の重視が國家レヴェルに擴大されると、

惟大人爲能格君心之非。君仁莫不仁、君義莫不義、君正莫不正、

一正君而國定矣。(不義又在離下)

などという、政治秩序の成立を君主の「心」に基づかしめる德治論的發想となる。かように、心事のあり方を通して倫理・政治の理想が達成されるとする所にも、オブティミズムがある。

孟子のかかるオブティミズムは、彼の自然觀の構造からいえば、彼が「天」を宇宙の理法とし、かつ、この理法が人の「性」=内的自然のなかで展開する、と考えたことに起因するが、社會・政治思想との關連の上で見るならば、君主ないし支配階級の道徳的自覺(前述の意象での主體性の自覺、「性」が善であることとの自「意識」)によって、「天」を理法的性格において解し、それにもとづいて、德の内在性・理想的政治の可能性を説くこと、孟子のこうした思想が、孔子やその學團を繼承していることはすでに見た。しかし、春秋末期にあって、周の氏族制——「封建」制的社會・文化の恢復の可能性を望見していた孔子にくらべ、戰國中期、「封建」制の没落、いわゆる邑國家から領域國家への轉換がいよいよ激烈・鮮明に進みつつあつた時期に生きていた孟子にとって、状況はさらに複雑であった。——領域國

ための政治のあり方を考察した。それが、「民をして生を養ひ死を喪して憾み無からしめ」(王上)「仰いでは以て父母に事ふるに足り、俯しては以て妻子を畜ふに足ら」(同)しめる、いわゆる「王道」の治にはかならないが、そうした理想的政治の主體は、もちろん「民」ではなく、君主を中心とする支配階級にある。それ故、支配者たち個々のなかに、理想的政治を實現しうる要素(契機)が存在する、とされねばならぬ。それによつて、理想的政治の現實的可能性が始めて保證される。のみならずまた一方では、それによつて、支配階級、いわゆる「心を勞する者」(公上)の、「民」に対する優越性と特權とが――「君子」「野人」の別(同)が、正当化されるのである。支配階級の個々人についていえば、彼らは、おのれの「心を盡す」ことによつて「其の性を知り」、それによつて「天を知る」こと(道德的自覺)、そしてそれにもとづいて「王道」の治を實現すべきことが、使命であるということになる。ここに、「仁義」や「王道」が、「天」という理法の展開の所産として、かつ、君主など支配者たちの心事の問題として把握される、というオブティミズムは生ずるのである。

#### 四 理念と現実の間

「天」を理法的性格において解し、それにもとづいて、德の内在性・理想的政治の可能性を説くこと、孟子のこうした思想が、孔子やその學團を繼承していることはすでに見た。しかし、春秋末期にあって、周の氏族制——「封建」制的社會・文化の恢復の可能性を望見していた孔子にくらべ、戰國中期、「封建」制の没落、いわゆる邑國家から領域國家への轉換がいよいよ激烈・鮮明に進みつつあつた時期に生きていた孟子にとって、状況はさらに複雑であった。——領域國

家として確立しつつあった國家權力は、「封建」<sup>的</sup>諸侯・貴族の權力よりも直接的に、民衆の生活に入りこんでいた。しかも他方には「封建」<sup>的</sup>遺制、たとえば、「封建」制下の舊い氏族制的支配勢力、いわば舊貴族勢力が殘存し、君主權力にとつては、それを顧慮しながら、領域國家への轉換という新しい現實に對應してゆくことが必要であった。孟子は、齊の宣王に人材舉用のあり方を説きつつ、「國君進賢、如不得已、將使卑賤尊、疏踰戚、可不慎與」<sup>(梁惠王下)</sup>といふ。人材の舉用、「尊賢使能」<sup>(公孫丑上)</sup>ともいわれているそれは、「封建」制の衰頽のなかで舊貴族に代わって進出してくる「士」たちをもつて、君主の周圍に官僚機構を創り出し、領域國家の形成という新しい現實に對應することである。孟子は、「尊」・「威」たる舊貴族勢力の存在を認識しつつ、それとともに「進賢」＝新勢力の吸收の必要を察知し、兩者の調和をはかったのである。

さて、「封建」<sup>的</sup>遺制と摩擦しそれを打破しつつ出現してくるものは、いうまでもなく、專制的・官僚制的君主權力であり、この新しい歴史の潮流の極まりをなすのが、全天下を統一する中央集權國家の登場であることも、またいうまでもない。そして孟子にあつては、現實のなかでのかかる專制君主出現への豫覺が、彼の政治理想としての「王者」〔王道〕<sup>的</sup>君主への期待とオーヴィアーラップしている。梁の襄王の「天下惡乎定」という問いに「定于一」と答え、さらに、「孰能一之」という問い合わせに「不嗜殺人者能一之」と答えた孟子<sup>(梁惠王上)</sup>、彼にあつては、人を殺すことと嗜む「王道」の君主によつて、現實の諸々の矛盾は解決される、と考えられた。人民の生活の安定が實現されることばかりではない。またたとえば、萬章が「友」を問うたのに答えて堯・舜の關係に觸れた中の、「用下敬上、謂之貴貴、用上

敬下、謂之尊賢、貴貴尊賢、其義一也」<sup>(萬章下)</sup>の語に暗示されるようには、「尊賢」(＝「進賢」という人材舉用)——領域國家形成という現實に應ずるための新勢力の吸收——と、「貴貴」という國家秩序の原理との調和も、「王道」の治のもとに達成される、と考えられていたのである。

孟子のこうした思想にとつては、現實に存在する君主が、「王道」の治を實行しうる理想的な君主の段階に引き上げられる、といふ可能性が、何よりも重要な前提となろう。梁の惠王に對する「王如施仁政於民、……」<sup>(梁惠王上)</sup>、齊の宣王に對する「今王發政施仁、……」<sup>(同)</sup>という假定法の語り口は、この可能性(すなわち假定の實現性)をふまえたものである。そして、現實が理想に一致しうる可能性は、前節に見たごとく、君主を中心とする支配者たちに「仁義」・「王道」を實現する要素が存在する、と考へることによつて保證される。ここに、支配階級の人々について、「性善」、すなわち內的自然における道德的因素(契機)の内在が、孟子により、あくまでも強調されねばならなかつた。

孟子が直面した社會狀況は、彼の目に、「無道」・「亂」・無秩序と映る。彼は、それを克服するものとして「王道」の治を提起し、「王道」の實現を支配階級の「性善」に基づけたが、ただしそれだけでは、人には道德的因素が内在するから「王道」を行ないうる、善政が行なわれるるのは「性善」だからだ、といふ、同じ命題の反復にとどまるであろう。「王道」・「仁義」・「性善」のさらに究極的な根據として、「天」という理法が掲げられた思想的理由の少くとも一つは、ここにあるといわねばならぬ。現實の背後にあつてこれを規定し、個々人の運命の起伏や天下の治亂・有道無道をもたらし、究極において「仁

義」・「王道」の根據となり、これら儒家的價値基準を成立せしめるものとしての「天」、それを考えることにより、孟子の人間觀、倫理・政治思想は理論的完結を見るのである。——孟子が直面した社會狀況の現實と、「王道」の理念との間の隔たりは、まことに大きい。その隔たりが大きいほど、「仁政」によつて現實を理念に近づけうることの保證としての「性善」論、そしてその根據としての「天」の觀念は、彼にとって、より重要性を増す。

## 五 孟子の觀念性

周「封建」制—呂國家の解體が、「封建」制の枠内での傳統的な生活形態をうちこわし、それとともに、人の生き方に繋がるものとしての價值觀、したがつて規範意識を變質させたことはいうまでもない。この狀態のなかで、道德規範を重要な問題としてとりあげ、それと人間の内的自然とのかかわりを追究したのが、儒家のいわゆる「性說」であった。そして「性說」は、政治思想と密着したものである。——儒家の思想家たちは政治と道德とを切り離さず、「德治」の立場に執着するから、彼らの政治思想は道德思想から離脱しえない。彼らは、理想とする政治のあり方を構想するとき、その根底に道德規範を据えようとする。道德規範を擔うものとしての人の「性」が、そこで、政治思想・政治構想と密着して思索されることになるのである。かく、「性」が、道德規範を擔うものとして考察された以上、儒家の「性說」の論題が「性」は善か悪かに終始したもの、当然のことであった。

孟子にあって、この、「性」と政治構想との相即は、「性善」から「王道」へ、という形をとつた。彼が「性善」をいうときの「善」の内實は、要するに、「王道」、そしてその要件としての「仁義禮智」、

という價値基準の集約にほかならぬ。「善」という概念自體については、「可欲之謂善」(下巻)という、説明にならぬ説明しかのこしてないのは、「善」とは何かが、自明のこととされていたからである。「善」の一般的概念を抽象することなどは、したがつて、彼の關心に屬さない。「性善」説の力點は、「性」が本來的に、「仁義禮智」・「王道」を價値基準とする道德規範を擔う、ということ、したがつて「王道」の治の實現が可能である、ということにある。孟子はそのことを論ずるために、人における道德性の内在、道德規範の存立、「王道」の治の實現を、あげて、「天」という理法の自己展開の結果とした。ここに、「天」——「心之官」——「性善」——「仁義(禮智)」——「王道」という連環をたどり、そして再び「天」に回歸する構造が成立すること、前述のとおりであるが、この連環を貫いている「天」が、宇宙の理法という觀念的なものである以上、右の構造の總體がいぢじるしい觀念的傾向を持つことは避けうべくもなかつた。道德的要素(契機)たる「心之官」は、この「天」という理法の、人における存在の相であり、「天之所與我者」というアブリオリな所與として、非實證的に前提されている。そして、「性善」——「仁義(禮智)」——「王道」の連環は、「天」——「心之官」という觀念的なものの展開の、「性」と政治構想との相即という局面での表現にすぎぬ。「天」に出發しやがてそれに回歸することで、右の連環構造は、觀念性のもとに、自らを完結せしめていく。「性善」説も「王道」論も、この構造から離れて、眞に實證的な、あるいは實踐的な思想として存在するのではない。

かる疑似主體性は、やはりいちじるしく觀念的なものであつて、理法としての「天」という普遍的なものから自立していはず、ただ、普遍的なものの個別的な（個人における）現われであるにとどまる。

萬物皆備於我矣。反身而誠，樂莫大焉。  
〔上盡心〕

という晦澁な言葉は、孟子における道德的主體性のそうした本質を考慮することによって解しうる。「萬物」は「天」という理法に規定されるが、「天」は個々人の内面に「性」という形で存在する故に、「萬物は（理法を介して）我に備はる」。内面を省察してそのことが眞實に感得できる境地こそ最大の樂しみだ、というのが、この條のいおうとするところではあるまいか。

そして、かような觀念的主體性が、「君子」——支配階級に限定され、したがつて道徳的要素の普遍性も同じ限定のもとにあつた一方で、「民」は、もっぱら支配の對象として、主體性を持たぬものとして考えられ、その動向は自然現象に比喩された。これらは、盾の二面である。すなわち、「天」という觀念的理法に貫かれた思想構造のかでは、「君子」の主體性といつても實は人の内部における理法のはたらきであつて、嚴密には主體性と呼びがたく、また「民」は、理法がそこにはたらく媒介にすぎず、かくて、「君子」も「民」も本質的には主體性を缺落しているのである。このあたりのことを見おとすと、孟子における人間性の發見などという「評價」がなされることになる。孟子の民本主義といわれるものも、實は、主體性を缺いた「君子」と「民」との關係として、究極には「天」のはたらきの一つとして、考えられたものでしかない。)

そして、孟子その人もまた、「君子」の構成分子であることはいうまでもないから、右のことを、彼という一思想家の上にうつしていえ

ば、彼にあって、思想を營むものとしての主體性は、やはり、「天」という普遍的理法に從屬する觀念的なものにとどまつていて、究極的に確立したそれではなかつた、ということにならう。このことは、孟子が「諸子」〔封建〕制の解體過程のもとで出現した「客」のなかの知識人<sup>の</sup>ひとりであり、彼の野心もしくは理想の實現が〔客〕・「諸子」にあつて原則的にそうであつたこと<sup>因</sup>、諸國遊歴の間での權力者への接近を通じて企圖される性質のものだつたことに、照應する。彼の政治構想の具體化は、權力者たちの自覺によつて可能となるとされ、結局、「君子」（孟子自身をも含む）たちの「性善」、そしてその根源としての「天」という普遍的なものに委託されるから、孟子という個人の主體性の問題としては徹底されないのである。

れることとなる。南宋の事功派の思想家とされる葉適の「習學記言」にはいう。

……古之聖賢無獨指心者。至孟子，始有盡心・知性・心官・賤耳目之說。然則辯士素隱之流固多論心，而孟荀爲甚焉。(十四)——先秦の儒家は、孔子を繼承した孟子において、觀念性を濃厚にした。秦漢以後、さらには宋明の儒家までも視野に入れて考へると、そのことの思想史的影響は、まことに多大であらう。

- (1) 「荀子の思想における自然認識と政治意識」〔山口大學文學會誌二〇一・二〇一二〕・「中庸新經の一解釋」〔東方學四〕・「呂氏春秋小論」〔漢魏文化八〕・「漢初儒家における自然認識と政治意識」〔山口大學文學會誌二三・一四〕・「漢初韓非學派と道家思想」〔同二五〕。(2) 荀子に關する前掲拙稿(注1)，および「荀子—古代思想家の肖像」〔評論社刊〕。

- (3) 「荀子の思想における自然認識と政治意識」〔山口大學文學會誌二〇一・二〇一二〕・「中庸新經の一解釋」〔東方學四〕・「呂氏春秋小論」〔漢魏文化八〕・「漢初儒家における自然認識と政治意識」〔山口大學文學會誌二三・一四〕・「漢初韓非學派と道家思想」〔同二五〕。

- (4) 「論語」の中でも、「予所否者，天厭之」〔也、嘆、天喪子〕(先造)のたぐいは、「天」に神的性格が殘存している例とされるかもしれないが、しかしこれらの語には、誓言の場合の常套句〔劉淇「助字辨略」および楊樹達「詞詮」所字の項を參照〕、あるいは悲嘆の情をあらわす成句の投影があるともわれ、「論語」で「天」が神格化されている證とはしがたい。
- (5) 渡邊草「孔子說話の思想史的研究」〔古代中國思想の研究〕所收、p. 92～107)・木村英一「孔子の天下遊説について」〔日本中國學會報〕一八および「孔子と論語」所收)参照。
- (6) 阮元「性命古訓」、「經室集」〔十一〕・劉寶楠「論語正義」〔卷八〕は、「論語」にいう「命」は、「德命」(道徳性)と「祿命」(運命)とを兼

ねているとする。「命」の語義についてはなお、戴震「答彭進士允初書」〔戴東原集〕〔卷八〕に説がある。

(7) 「論語」にいう「性」が、道徳的に無色のものとはされていなかったことは、「唯上知與下愚不移」〔貨〕、「中人以上」可以語上也、中人以下、不可以語上也」〔也〕のように、「性」の實質が區分されていることによって知られる。とともにこれらの言葉は、「下愚」、いわゆる「小人」は道徳性的内在から除外されていたことを示している。

(8) 注7参照、また「君子而不仁者有矣夫、未有小人而仁者也」〔問〕。よって、「君子之德、風也、小人之德、草也、草上之風必偃」〔頤〕のように、「小人」=人民は、「君子」の行なう政治による教化・恩惠の對象としてのみ挾えられる。

(9) 「論語」が、孟子の時代に現在のような形で成立していなかつたことは明らかであるが、そのことは、思想史的脈絡をたどる上では障害にならぬ。

(10) 朱熹は「得其理」と解するが、「思」の對象を認識・感得する意であろう。

(11) 朱熹・阮元によれば、趙注も、「比方天所與人情性」に作るものと「此乃……」に作るものとあり、朱熹は、「比方」は「於義為短」とい、阮元は「比(方)」が是とする。なお、王引之〔經傳經語〕比字)は、念孫の説を引きつ「比、皆也」と解する。恐らく阮説が是。

(12) 以上のことからして、栗田直躬氏の、孟子のいわゆる「性」とは、道徳的價値を與えられている「心」という一面を指す、という見解(性説の一考察)、「中國上代思想の研究」所收)よりも、板野長八氏の、孟子の「性」は「心」と五官の欲とを含み、兩者は大小の關係にあって、質的に相違するものではない、という見解(性善説と性惡説)、「東洋學報」二七一、「および「中國古代における人間觀の展開」p. 85～86)が正當とおもわれる。

(13) 「有命」は、孔子が子路にいた言葉を引いたもの。

(14) 「聖人之於天道也」の一句は、前の四句と構文を異にし、意味が通じにくい。「集注」の引く或るひとの説には「人」を衍とするが、それにしても、仁義禮智という德目と、聖という特別な人格とを並列することは、「孟子」の他の箇所とそぐわない。この一句は衍文ではあるまい。

(15) か。念のため、盡心下の前引の章を圖式化すれば左のようになる。

口之於味也、……性 A 也 (A = 耳目之官)。有命 B 焉 (B = 運命)。

君子不謂性 C 也。

仁之於父子也、……命 D 也 (D = 嘗焉・使命)。有性 E 焉 (E = 心之官)。君子不謂命 F 也。

B = F = 狹義の命 B + D = 廣義の命

E = C = 狹義の性 E + A = 廣義の性

A は B に支配されるので C に含まれず、D は E により完成されるので F に含まれない。B = F と E = C とは結合しない。

(16) 「中庸」についての私見は、注<sup>1</sup>に舉げた拙稿で述べた。

(17) 「說文」に「端」字を「物初生之題」と釋するようだ、「端」は初生の意。したがつて、伊藤仁齋が偽孫疏を引いて、「四端」を仁義禮智の「端本」「本始」の意とする（「語孟字義」）のが妥當である。なお阮元「孟子論仁論」（「學經室一集」九）参照。

(18) 大室幹雄氏は、孟子の「四端」が自律的に活動するものとされていることを指摘しつつ、「擴而充之矣」「苟能充之」「苟不充之」を自動詞的に解する（「孟子における世界と人間」、「山梨大學教育學部研究報告」一九）。「四端」の自律性を指摘するのは結構だが、氏の讀解には語法的に難がある。「四端」の心能が「心」そのものに、ひいては「天」に歸屬せしめられている、という思想構造の意味に着目すべきである。孟子

(19) において究極的に自律的なものは、「四端」でも「心」でもなく、「天」であった。

(20) 「存其心」の存は、離婁下の「存心」のそれとともに、焦循（「孟子正義」）・安井息軒（「孟子定本」）のいうごとく察の意と見るべく、そしてかよう、「心」が省察の対象としていわれているとすれば、「盡其心」の盡は探究しつくことで、以下の「知」とともに認識を意味する、と解すべきである。

(21) 「王道政治思想」（「津田左右吉全集」一八、「儒教の研究」三所收）。

(22) 「戰國的儒家の遍歷生活」（「古代中國思想の研究」所收）。

(23) したがつてそれば、「……王者之民、皞皞如也、殺之而不怨、利之而不庸、民日遷善、而不知爲之者」（上）と、さながら道家をおもわせる言葉でも表現された。

(24) 「不動心」（公孫）、「存心」（離婁）、「專心」（告子）、「求其放心」（同）、「盡其心」（離婁）、「存其心」（同）、「養心」（離婁）等。また「牛山之木」章（告子）参照。

(25) したがつて、「人之所以異於禽獸者幾希、庶民去之、君子存之」（離婁）、「君子所以異於人者以其存心也、君子以仁存心、以禮存心」（同）、「不仁・不智・無禮・無義、人役也」（公孫）、「子何尊梓匠輪輿、而輕爲仁義者哉」（公下）のよう、「仁義」などの徳は、民衆には認められず、「君子」に限定された。古の人は「天爵」「仁義忠信」を修めて「人爵」（「公卿大夫」）がこれにともなつた、というのも（告子）、徳と支配階級としての地位とが、あい附隨すべきものと考えられていたことを示す。孟子の考えていた、人における道德的要素の普遍的内在が、原則として支配階級に限定されていたことは、彼の人間觀と政治思想との關連という面でも重要である。

(26) 「孟子」自體のなかにその具體例を探ると、たとえば、梁の惠王が孟子に向かつてその政策を語り、「河内凶、則移其民於河東、移其粟於河

内。河東凶亦然」（王上、閻若璩「四書釋地又續」に、河東は安邑（山西南部）等の縣、河内は河内・濟源（河南）等の縣、とするのによる）といふのは、こうした農民や穀物の政策的移動が、權力にとって可能となつてゐたことを示しているし、孟子が齊の宣王に説いたときの、「臣始至於境、問國之大禁、然後敢入。臣聞、郊關之内有囿，方四十里、殺其麋鹿者、如殺人之罪」（梁惠王下）という言葉は、當時の國境での検問や國都周邊の園圃での禁令（閻若璩「四書釋地續」や孫詒讓「周禮正義」司闕條官は「郊關」を國都の遠郊の關門と解する）が嚴格だったことを暗示している。

さらに、孟子が要請する「關市譏而不征、澤梁無禁、罪人不孥」（梁惠王下、市塵而不征、法而不塵、……耕者助而不稅）（公孫丑上）等々の政策が逆に證明する、當時の行政の苛察よりも、領域國家の權力が民衆の生活のなかに深刻に食いこんでいたことを意味するものといえる。

(2) 孟子が別の折に言及している「巨室」（離婁上）も同様のものを意味するであろう。

(1) 人に「惻隱之心」があることの、「孺子入井」の例による説明（公孫丑上）や、「性」をめぐる告子との論争（告子上）は、日常的な経験から出發しているが、それらは、十分な實證性を與えられぬまま、人における道徳性の生得的内在という論理に收めこまれていること、「孟子」本文に明らかである。なお、重澤俊郎「中國哲學史研究」p.56～58 参照。

(2) 「一種の萬人平等論」「孟子の人間觀が、明るく、人間性に對する信賴に満ち」などという贊辭をつらねた「論文」（廣常人世「孟子の天人觀」、「東京支那學報」一二）が一九六〇年代に入つても公にされていることには、一驚を禁じえない。

(2) 孟子が遊歴の間に、自分の「面子」を保つべく、極力——時に大人げないまでに努めていること（たとえば「孟子將朝王」章（公孫丑下）・「孟子居鄒」章（告子參照））は、こうした行動様式をとる思想家なればこそ自己顯示あるいは自己防衛であった。